

[論文]

19世紀アメリカにおける市場法 ——市場規制にみる「パブリック・エコノミー」—— (1)

三瓶弘喜

Market Laws in Nineteenth-Century America : Market Regulations and “Public Economy” (1)

Hiroki SAMPEI

要旨 (Summary)

In the nineteenth century, the American economic system was not characterized by a *laissez-faire* market economy. The local and municipal governments regulated the aggressive free market economy by numerous ordinances that attached great importance to a “public economy.” They established market laws to monitor public markets that provided essential food and goods for daily life. The purpose of the regulation was to prevent food shortages and steep rise in food prices, and to provide inexpensive and sufficient food to the inhabitants. The early nineteenth-century “market” was not “the place for a free economy,” but “the place for a public economy” controlled by communities. The public markets performed the functions of social welfare and social networking. Market laws granted free licenses of street vending to handicapped people, widows, the poor, and African American women. These groups could make a living by peddling without a license fee. Market places were the hubs for culture and entertainment. The public markets in New York, in particular, were famous for dance competitions that were performed by African American slaves. Based on the social network created by public markets, these events served to form bonds between them and strengthen their solidarity.

キーワード：市場法、パブリック・エコノミー、良き規制をもつ社会、パブリック・マーケット、ウィリアム・ノヴァック、トーマス・デヴォー

I. はじめに

これまでマスコミやジャーナリズムをはじめ、アカデミズムの世界においても盛んに語られてきたアメリカ社会・経済の一般的イメージとは、以下のようなものであろう。すなわちそれは、極めて競争的な個人主義（弱肉強食

的な競争社会)、利益追求に邁進するビジネス至上主義（実績重視の労働環境、大量のレイオフ）、政府による規制・統制・経済干渉の徹底的排除、自助を重視する公的福祉の遅れ（格差社会の容認）によって特徴づけられる自由主義的市場経済の究極的社会、というものである。強圧的なグローバリゼーションの推進者という対外的イメージが、さらにこうしたアメリカ像を強化しているように思われる。本論の目的は、アメリカ社会・経済システムの中に深く組み込まれた「パブリック・エコノミー」(public economy)の歴史的伝統に光を当てることによって、こうした自由主義的市場経済モデルとしてのアメリカ資本主義像を相対化していくことにある。

それでは何のために、このような相対化を行う必要があるのだろうか。1991年のソ連邦の解体、東欧における社会主義圏の消滅、アジアにおけるヴェトナムや中国の資本主義経済への移行（「社会主義的市場経済」）という20世紀末の巨大な構造変化の中で、アメリカの政治家や評論家たちは、「社会主義の失敗」、「アメリカ資本主義／自由主義的市場経済の勝利」という言説やレトリックを用いて、冷戦終結を説明しようとしてきた。アメリカ国内においては同時に、1980年代から1990年代初頭のレーガン・ブッシュ政権期において、「小さな政府」、規制緩和、市場経済化が積極的に推進され（「新自由主義」）、その際「現代アメリカの問題の大部分は、20世紀前半に生み出された非アメリカ的な福祉国家主義（大きな政府）によるものである」という言説が用いられ、「アメリカ本来の」自由主義への回帰が声高に叫ばれたのである。そしてこの時、「アメリカ自由主義の黄金時代」として賛美・理想化されたのが、19世紀のアメリカであった。すなわち19世紀のアメリカ社会は、今日のアメリカの経済発展と経済大国化をもたらした土台であるとともに、「小さな政府」と自由主義的市場経済システムに基礎を置いた理想的社会であったと論じられたのである⁽¹⁾。また対外的にも、自由主義的市場経済をアメリカ発展のモデルとして主張する議論が現れ、とくに1990年代においては、IMFや世界銀行を媒介としながら東欧・ロシア、アジア、ラテン・アメリカの民営化・市場経済化を推進するために、「アメリカ資本主義の発展＝市場経済モデル」が、有効なレトリックとして機能したのである⁽²⁾。

しかしこのような言説に対して、ソーシャル・リベラル派の歴史家が激し

い批判を展開することになった。その急先鋒が、ウィリアム・ノヴァック (William J. Novak) である。彼はその著書 *The People's Welfare* (本書は1997年にアメリカ歴史学会 Littleton-Griswold 賞を受賞した) において、19世紀にアメリカが、レッセフェールの社会・経済システムをもったことなど決してなく、むしろ19世紀のアメリカでは、それと対立する「自由を制限する社会」が一貫して存在していたと主張したのである。すなわち「アメリカが自由主義的市場経済によって発展した」という歴史認識は、自由主義経済を信奉する人々によって創られた「虚構」であり、むしろ19世紀アメリカの中心にあったのは、「良き規制をもつ社会」(well-regulated society) を理想とする政治・経済システムであったと論じられたのである。そしてこの「良き規制」の中心的構成要素となったのが、「パブリック・セーフティ」(public safety)、「パブリック・エコノミー」(public economy)、「パブリック・スペース」(public space)、「パブリック・モラル」(public morals)、「パブリック・ヘルス」(public health) という5つの規範であった。ノヴァックは、19世紀アメリカ社会の発展が、自由主義的市場経済モデルの実践によって達成されたのではなく、むしろこうした統治理念によって生み出された「良き規制」=社会経済的「セーフティネット」を土台として実現されたことを主張する。そしてノヴァックのこうした議論は、アメリカ国内外の自由主義的市場経済論者に対して、強烈な批判を投げかけるものであったのである⁽³⁾。

本稿の課題は、こうしたノヴァックの問題提起を受けて、これまで本邦においてほとんど光が当てられてこなかった、19世紀アメリカにおける「パブリック・エコノミー」の存在を浮かび上がらせることにある⁽⁴⁾。従来のアメリカ経済史が描いてきた歴史像を振り返るならば、19世紀前半については、チャールズ・セラーズ (Charles Sellers) によって切り開かれた「市場革命」(market revolution) 論が、現在も大きな影響力をもっているといえよう。ここでは、1776年の独立革命によってアメリカ社会が、植民地期の重商主義からレッセフェール資本主義へと移行し、とくに19世紀前半において生じた「市場革命」によって、本格的な自由主義的市場経済の社会、資本主義的な階級社会への移行を遂げるようになったと論じられてきた⁽⁵⁾。また19世紀後半については、「コーポリット・リベラリズム」(corporate liberalism) 論が

依然として優勢である。ここでは、南北戦争後から20世紀初頭までのアメリカ経済の発展が、全国市場と大量生産を基礎とした自由主義的巨大大企業体制の成立過程として捉えられてきた⁽⁶⁾。いずれにせよ、「市場革命」論ならびに「コーポリット・リベラリズム」論の前提となっているのは、19世紀アメリカを一貫して「自由主義的経済社会」の発展過程として把握する歴史認識であるといえよう。他方で19世紀前半を対象としたアメリカ法制史研究は、経済発展における政府の主導的役割を明らかにし、「レッセフェールの神話／国家不在の神話」を相対化してきたように思われる。しかしここでも、運河や鉄道建設等のインフラ整備・国内開発事業における政府の主導性、ならびに自由主義的解釈を前提とした財産法や契約法の発展が論じられてきたため、従来の経済史研究と同様の方向性、すなわち、市場経済や資本主義の発展を推進するために政府の介入や法整備が行われてきたことが強調されてきたように思われる⁽⁷⁾。そしてまさにこうした相互補完的な19世紀アメリカ史像こそが、「アメリカ・モデル」を主張するグローバリストの史的根拠となってきたことは否めないであろう。

本稿の目的は、19世紀アメリカにおける「パブリック・エコノミー」の分析を通じて、ノヴァックの議論の歴史的検証を行い、アメリカ資本主義＝自由主義的市場経済として専ら捉えられてきた従来の議論を相対化し、コーポリット・リベラリズム的市場原理を全面に出したグローバリゼーション擁護論を再検討するための、豊かな素材を提供することにある。ここで「パブリック・エコノミー」という概念について簡単に説明するならば、本稿ではノヴァックにならない、経済を根源的に公的な性格をもつもの、それゆえ「公共善」(public good)を実現するために公法を通じて政府によって管理・規制されるべきものとして捉える価値規範、ならびにその政治的実践として定義しておきたい⁽⁸⁾。その際19世紀アメリカにおいては、個人や企業の財産権および経済活動を第一に規制していた規範が、地域の「公共性」を重視する価値観であったことに着目し、本稿ではこのような「リージョナル・リパブリカニズム」(regional republicanism)の下で広範に展開した、地域社会による経済規制・コントロールを主たる分析の対象として取り上げていきたい。具体的には、19世紀における「パブリック・マーケット」(public market)を考察の

対象にすえて、地方政府・地方自治体が制定した「市場法」(market law)の分析を通じ、当該期における「パブリック・エコノミー」の存在を明らかにしていきたいと思う。

II. 19世紀前半における市場法——「市場革命」論の再検討——

(1) 「良き規制をもつ社会」の理念

ここであらかじめ、「パブリック・マーケット」ならびに「市場法」について簡単に説明しておこう。本稿が対象とする「パブリック・マーケット」とは、地方自治体によって設立された「公設市場」のことであり、通常この市場の運営に際しては、数多くの様々な規制が定められていた。「市場法」とは、条例等の形で地方自治体によって制定された、このようなパブリック・マーケットに関する諸規制の総称である。この市場法には、地域社会が経済というものをどのようにとらえ、それをいかなる形で運営しようとしたのか、その理念が生き生きと表現されている。本節では、19世紀前半の市場法の内容を具体的に検討することによって、こうした理念の特質を明らかにし、「パブリック・エコノミー」の実態を照射していきたいと思う。

まず始めに、ノヴァックの主張する「良き規制をもつ社会」という規範のイメージをつかまえるために、1837年にシカゴ市が、自治体結成(incorporation)に際してイリノイ州議会から付与された、公序維持権(police power)の内容を検討してみたい。少々長くなるが、以下が「1837年シカゴ市自治体結成法」(An Act to Incorporate the City of Chicago, 1837)によって与えられた当該権限のリストである⁽⁹⁾。

- 第1. 市の公道(public highway)である水路から、あらゆる障害物を取り除く権限
- 第2. 市場外取引(forestalling)、転売(regrating)、その他すべての不正取引を取り締まる権限
- 第3. 市域内において、あらゆる種類のギャンブルを取り締まり、賭けの存否にかかわらず、雑貨店や店屋でのさいころ遊び、トランプ、くじ等を制限・禁止する権限

- 第4. 店屋、雑貨店、屋外トイレ、庭園、公園等で飲酒をさせないために、許可が与えられた居酒屋経営者以外の商店主、商人、雑貨商が、火酒を振舞ったり販売したりすることを禁止する権限
- 第5. インディアンに対して、また親、後見人、主人、女主人の許可がない場合には子供、奉公人、使用人に対して、火酒・その他酒類の販売・提供を禁止する権限
- 第6. あらゆる種類のショー、珍奇なものの見世物小屋、巡業、サーカス、演劇を規制・許可・禁止する権限
- 第7. 暴動、喧嘩、騒擾、不穏な集会を取り締まる権限
- 第8. 売春宿、賭博場、ビリヤード場、ボーリング場、舞踏場を取り締まり、ギャンブル目的で使用されるあらゆる設備・施設を撤去する権限
- 第9. 雑貨店、地下食料庫、獣脂販売店、せっけん工場、なめし革工場、畜舎、納屋、屋外トイレ、下水溝、その他の不衛生な家屋や場所の所有者や占有者に対し、市民の健康、快適さ、利便に必要な限り何度でも、上記場所の洗浄・改善・撤去を強制する権限
- 第10. すべての屠殺場、市場、火薬販売店の立地を定め、その運営を管理する権限
- 第11. 火薬、その他の可燃性物質、危険物の保持・運搬を規制し、納屋や家畜小屋でのろうそくやランプの使用を規制する権限
- 第12. 競馬や、通りでの節度を欠いた乗馬を禁止し、市民自身による後者の取り締まりを許可する権限
- 第13. 通り、歩道、通路、路地、波止場、埠頭での通行を妨げる、馬車、手押し車、そり、一輪車、荷箱、材木、薪等を撤廃する権限
- 第14. 市内及び隣接地域の運河、河川、港、その他の水路で、水浴びや水泳をする時間と場所を決定し規制する権限
- 第15. 浮浪者、物乞い、乞食、売春婦を取り締まる権限
- 第16. 逃走した牛、馬、豚、羊、ガチョウを捕まえ、それらを罰金として、あるいは捕獲の経費として差し押さえ、檻に入れ、売却する権限
- 第17. 逃走した犬を捕まえ、その犬を処分する権限
- 第18. 市内に死骸・その他の不衛生な物資を持ち込んだり、捨てたり、所

- 持したりすることを禁止し、個人の敷地や敷地周辺で保持されている上記物資、腐敗物、腐った牛肉・豚肉・魚、獣皮を処分するよう命じ、保持者が怠慢な場合には、市の官吏によってそれらを処分する権限
- 第19. フープ、ボール遊び、凧揚げなど、通りや歩道を歩いている人に迷惑をかける娯楽を行ったり、動物や馬を威嚇したりすることを取り締まる権限
- 第20. 個人が所有あるいは占有する敷地の前の歩道から、雪や氷、そしてゴミを除去するよう命じる権限
- 第21. 市域内でベルを鳴らしたり、ラッパを吹いたり、商品名などを叫んだりすることを取り締まる権限
- 第22. 生活妨害 (nuisance) を取り締まる権限
- 第23. ボートや駅馬車での競争を規制する権限
- 第24. 市の境界線を調査する権限
- 第25. 死者の埋葬を規制する権限
- 第26. 医師や寺男等に対し死亡統計の報告・管理を命じ、報告の誤りがあった場合には罰金を科す権限
- 第27. 度量衡を管理し、干し草、ピクルス漬けにした魚・その他の魚、木材、石灰、石炭を売ったり計量したりする場所と方法を定め、それらを監督・管理するために適正な人物を任命する権限
- 第28. 夜警を任命し、その義務や権利を規定する権限
- 第29. ワゴン運搬者や荷物運送を規制する権限
- 第30. 市警察を運営する権限
- 第31. ポンプ、井戸、貯水池、貯水場を設置・建設・管理し、水不足を防止する権限
- 第32. 公有池を設置・管理する権限
- 第33. 街灯を設置・管理する権限
- 第34. 渡し舟を許可制の下に置き管理する権限

これら公序維持権限のリストには、都市生活の非常に日常的なレベルでの、ノヴァックの主張する「良き規制」の5つの構成要素が含まれている。すな

わち、①火災につながる危険物の取り締まり、逃走した家畜の処分、飲料水の確保、警察の設置など、市民の生命の安全を確保するための「パブリック・セーフティ」に関する規制（リストの第7、10、11、16、17、28、30、31、32など）、②道路、河川、港、運河等の公共性を確保する「パブリック・スペース」に関する規制（第1、12、13、14、19、20、21、23、29、34など）、③不衛生な物資の強制撤去・処分等を定めた「パブリック・ヘルス」に関する規制（第9、18など）④飲酒、賭博、売春等を取り締まる「パブリック・モラル」に関する規制（第3、4、5、6、8、15など）、そして本稿が対象とする⑤パブリック・マーケットの管理・運営を定めた、「パブリック・エコノミー」に関する規制である（第2、10、27など）。これらの5つの規範は、相互に重なり合う性格をもち、明確に区分されうるものではないが、ノヴァックによればこれらの規範は、総体として*Salus populi* (the people's welfare, 「人民の福祉」) という理念に支えられるものであった⁽¹⁰⁾。そして不衛生な物資を強制撤去・処分する権限に象徴的にみられるように、当該規範の下では、私有財産権の絶対性もが制限されていたのである。この点についてノヴァックは、「パブリック・セーフティ」に関する次のような火災規定の事例を紹介している。

19世紀前半においてアメリカの諸都市では、大火を防ぐために、火事の際に建物を破壊する権限や、新たな木造建築物の建設を禁止する権限が都市条例で認められていた。1835年にメイン州の都市バンゴア (Bangor) では、ヴァドリー (Wadleigh) という名の人物が以前住んでいた木造の家を解体し移転させた際、それが新築の木造建造物とみなされ、市警察と道路監督官 (street commissioner) によって直ちに取り壊されたという裁判記録が残っている。この時ヴァドリーは、所有地へ不法侵入し破壊活動を行ったかどで市の官吏を訴えたが、官吏はバンゴアの火事条例を遵守しただけであると主張し、最終的に裁判官は官吏の無罪を確定した⁽¹¹⁾。この事件では火事条例違反者に対して、罰金ではなく家屋の取り壊しという強権発動がとられ、その際「パブリック・セーフティ」という規範の下で、私有財産権が神聖で絶対的なものではなく、相対的で社会的制約を受けるものとみなされた点が重要であろう。アイオワ州最高裁首席判事ならびに連邦控訴裁判所判事を務めた自治体法の

権威ジョン・デイロン (John Dillon) は、1881年に、こうした火事条例をめぐる訴訟に関して次のような法解釈を示している。「私有財産権は、それは法によって神聖なものともみなされているのであるが、公共の福祉というより高次の目的に従属するものなのである。『人民の福祉が最高の法』(Salus populi superma est lex)。この原則に基づき、公共目的のために緊急かつ必要な場合には、市民ならびに市の官吏は、市の密集地帯において大火の広がりを防ぐため、家屋・その他可燃性の高い建造物を取り壊すことができるのである。彼らの行動は超法規的であり、建物の所有者に対して破壊の責任を負う必要は全くない」⁽¹²⁾。

これらボストンの公序維持権や火事条例にみられるように、「良き規制をもつ社会」の理念は、都市法や裁判を通じて自治体政府のレベルで、私権や財産権さえも制限する統治の日常実践として展開されていったのである。それではこうした規範の下で構築された市場法とは、一体いかなるものであったのだろうか。シカゴ市の権限リストの中では、市場規制に関して、「市場外取引」(forestalling)の禁止(第2)、ならびに度量衡の管理を行う「市場監督官」(market clerk)の任命(第27)が定められているが、これら2つの規制は、19世紀における市場法の中心的な構成要素であった。それでは以下、これら市場法の具体的内容を検討していきたい。

(2) 市場法の目的

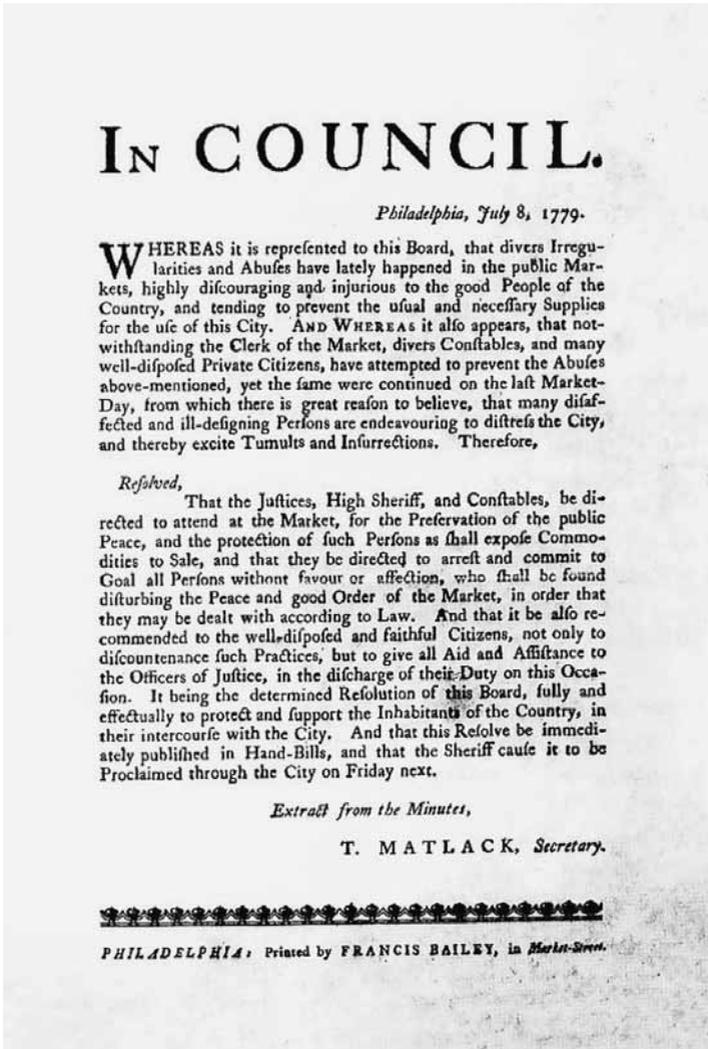
19世紀のアメリカにおいて多くの自治体は、都市条例により、食料を中心とした生活必需品を取り扱う「パブリック・マーケット」の設立を規定していた。その最大の特徴は、生産者や商人たちが、パブリック・マーケット以外の場所で食料品を販売したり、都市住民たちが、パブリック・マーケット以外の場所で食料品を買うことを厳しく禁止したことである。すなわち、販売目的のために都市に持ち込まれたすべての食料品は、パブリック・マーケットを通してのみ売買が可能であったのである。そして当該市場を通さない食料品の売買はすべて、「市場外取引」として禁止されたのであった⁽¹³⁾。その際「市場」の制限は、空間的にだけでなく、時間的にも実施された。パブリック・マーケットは決められた日時にのみ開かれ、その時間外に商品を買

うことも「市場外取引」として厳禁されたのである。通常パブリック・マーケットは、日曜日を除いて毎日開かれていたが、複数の市場をもつ自治体では、曜日ごとに交替で市場が開催されていた。例えばメリーランド州の都市フレデリック（Frederick）では、1835年に第2の市場が開設された時、条例によって「マーケット・ストリートのマーケット・ハウスでは火曜日、木曜日、土曜日に、パトリック・ストリートのマーケット・ハウスでは水曜日と金曜日に市場が開かれるべきこと」が定められている。扱う商品によって場所と日時が指定される場合もあった。デラウェア州のウィルミントン（Wilmington）では、1822年の条例により、魚介類はフォース・ストリート・マーケットで土曜日に、セカンド・ストリート・マーケットでは水曜日に販売され、農産物や家畜類はセカンド・ストリート・マーケットで販売されるようになっていた。通常市場の開始は、市場監督官の鐘の音によって「日の出」ともに告げられたが、セントルイス市では、1823年の条例により、市場開催時間は「4月1日から9月1日までは日の出から正午まで、9月1日から4月1日までは日の出から午後2時まで」と定められていた。また「日の出」の定義も、前述のフレデリック市では、1835年の条例で、「お金だと認識し数えることが出来るほど明るくなった時」と定められている⁽¹⁴⁾。このように、19世紀前半の「市場」は、何よりも自治体によって厳格に管理・運営されるべき経済取引の場として存在したのであり、決して自由な市場経済の場ではなかったのである。それでは何のために自治体は、こうした規制を導入したのであろうか。ここではまず手始めに、「市場外取引」に関するいくつかの史料をみていくことにしよう。

図1の史料は、1779年7月8日に採択された、フィラデルフィア市議会による決議文である。この文書には、以下のような内容が記されている。

「議会に報告されたところによると、最近パブリック・マーケットにおいては、様々な不正行為や法の悪用がなされ、その結果、地域の善良な人々が著しい不利益や被害を被っており、また、フィラデルフィア市に必要な不可欠な食料品の供給が妨げられている。また次のようなことも生じている。市場監督官や巡査官、そして多くの協力的な市民が上述の

図1 フィラデルフィアにおける1779年7月8日の議会決議



典拠) Heren Tangires, *Public Markets and Civic Culture in Nineteenth-Century America*, Baltimore : The Johns Hopkins University Press, p.6.

法の悪用を取り締まろうとしてきたが、つい先日の市場開催日においても、不正行為の醜聞が聞かれた。以上のことから、多数の反抗的で腹黒い連中が、この町に災難をもたらし、騒擾や暴動を引き起こそうとしていると考えて間違いないだろう。それ故、議会は次のことを決議した。

治安判事、保安官、巡査官は、市場に駐在することによって、公共の平和を確保し、商品を販売する人々を保護すべきこと、また、目をつぶったり情けをかけたりせず、市場の平和と良好秩序を乱すあらゆる連中を逮捕し、法的な裁きのために引き渡すこと。また以下のことも決議された。善良な市民は、こうした違法行為を止めさせるために、彼らの責務として、司法当局に対して出来る限りの援助と支援を提供すべきこと。この決議の目的は、市と住民との協力により、地域住民を充分かつ適切に保護・支援することである。この決議は直ちにビラとして公布され、保安官によって次の金曜日に町の至るところに掲示される。

議事録からの抜粋 書記官T・マトラック」

この文書では、フィラデルフィアのパブリック・マーケットで不正行為が行われており、こうした行為に対して都市当局が、非常に厳格な態度でのもうとしていることが記されている。その際注目したいことは、一部の「腹黒い連中」によって市場規制が破られた結果、「フィラデルフィア市に必要な食料品の供給が妨げられている」と主張されていることである。すなわち市場規制は、食料供給との関係において重要な意味をもっていたといえるだろう。それでは両者は、いかなる関係にあったのであろうか。別の史料を取り上げながら、この点をもう少し考察してみよう。

以下の史料は、ニューヨーク市のジェファーソン・マーケットの肉屋であり、1870年代においてニューヨーク市全体のパブリック・マーケットの総監督官 (superintendent) を務めたトーマス・F・デヴォー (Thomas F. DeVoe) による書物、『市場の書』(1862年)からの引用である。この本は、ニューヨーク市のパブリック・マーケットに関する第一級の史料であるが、次の引用部分では、1801年にニューヨーク市のフライ・マーケット (Fly Market) で生

じた、「市場外取引」事件が述べられている。

「ここに、1人の肉屋に関する記録がある。この肉屋は、市場で商いに精を出すことを怠り、牛の市場外取引に手を染めていた。以下は、1801年6月2日の記録である。『ヘンリー・アスターとその一味は（彼らは市場で販売許可をもつ肉屋であったが）、商いを徒弟や無許可の肉屋に任せ、自分たちは専ら市場外取引に精を出していた。彼らは、市外に向いてはニューヨーク市場にやってくる牛追いから牛を仕入れ、自分の売り台で販売するだけでなく、他の肉屋にも売りつけていた。ただしアスター自身が、直接牛の販売に当ることはなかった。遠方からやってくる牛追いが、自分の牛を売る前に他の牛追いから牛を買い、それらをまとめて高い値段で売ることが慣例となっていたが、しかしそれは市場外取引であった。訴えを起こした肉屋たちは、市場で常時商いに励んでいたため、こうした有害な慣行を取り締まることができず、そのため安い値段で牛を買う代わりに、アスターらの市場外取引業者から、しばしば高い値段で購入せざるを得なくなったのである。その結果、市場での牛肉の値段は高騰し、この町に大きな被害をもたらすことになった』。肉屋たちは市当局に対し、『適切で有効と思われる規則や規制を定め、積極的手段を講じることによって、ヘンリー・アスターとその一味が、上述したような方法で市場外取引が出来なくなるよう取り締まること』を要請した。この請願書には、以下のようなニューヨーク市場の主要な肉屋たちの署名が添えられていた。

ウィリアム・ライト、ウィリアム・ポスト、デーヴィット・マーシュ、
エドワード・バットン、アレグザンダー・ピーコック、
ジョン・ノーマン、フィリップ・フィンク、
アレグザンダー・フィンク、ジョゼフ・O・ボガード」⁽¹⁵⁾。

この史料においては、周辺農村から牛追いによってニューヨーク市へ運ばれる牛が、「ヘンリー・アスターとその一味」によって、市内に運ばれる途中で買い占められ（＝市場外取引）、その結果、アスターらが操作する「独

占価格」で市場の肉屋たちが牛を購入せざるをえなくなり、そのため最終的には牛肉の値段が高騰し、市民の食生活が脅かされてしまっていることが記されている。ここでは、市場外取引の禁止規定が、食肉などの基本的食料を一部の人間が投機目的で買い占めることを防ぎ、生産者からすべての食料品を直接市場へ供給させることによって、充分な量の食料を公正な価格で都市住民へ供給しようとするものであったことがうかがえる。こうした基本的食料の価格を管理するために、18世紀後半においては価格の上限設定さえもが行われていた。以下の史料は、1763年8月24日に公布されたニューヨーク市の都市条例であるが、かなり詳細にわたって食料品価格の上限が定められている⁽¹⁶⁾。

「……牛肉と豚肉の価格は、以下の通りとする。

牛肉については、3月1日から8月末日まで、ポンド当り4ペンスを超えてはならない。9月1日から2月末日までは、ポンド当り3ペンスを越えてはならない。……

一頭の去勢牛の頭については、1シリングを上限とする。

一頭の牛の舌については、1シリングを上限とする。

豚肉については、3月1日から10月末日まで、ポンド当り4.5ペンスを超えてはならない。11月1日から2月末日までは、ポンド当り3.5ペンスを上限とする。

ロースト・ポークについては、ポンド当り5ペンスを上限とする。

子牛肉については、3月1日から8月末日まで、ポンド当り4ペンスを超えてはならない。9月1日から2月末日までは、ポンド当り5ペンスを上限とする。

一頭の子牛の頭、臓物、4本の足については、18ペンスを上限とする。

羊肉については、7月1日から11月末日まで、ポンド当り3.5ペンスを超えてはならない。12月1日から6月末日までは、ポンド当り4.5ペ

ンスを上限とする。

子羊の肉については、3月1日から4月末日まで、ポンド当り9ペンスを超えてはならない。5月1日から8月末まではポンド当り5ペンスを上限とする。それ以降2月末日までは、当該期の羊肉の価格を超えてはならない。

鹿肉については、ポンド当り5ペンスを上限とする。……

充分成長した鶏の肉は、雄鶏であれ雌鳥であれ、1シリングを上限とする。

夏至を越した若鶏の肉は、9ペンスを上限とする。……

よく肥えたガチョウの肉は、18ペンスを上限とする。

十分に生育していないガチョウの肉は、15ペンスを上限とする。

肥えた雄の七面鳥の肉は、4シリングを上限とする。

肥えた雌の七面鳥の肉は、2シリング6ペンスを上限とする。……」

この史料では以下、魚介類、バター、チーズ、ミルク等の乳製品の価格についても、詳細な上限設定がなされていく。ノヴァックは、パンと小麦粉を除いて、上限価格の設定は19世紀の市場法から消え去っていくことを指摘しているが⁽¹⁷⁾、しかし「公正な価格」という理念は、市場法を貫く重要な規範として、その後も生き続けたように思われるのである。この点に関して、ニューヨーク市の社会改革者サミュエル・L・ミッチル (Samuel L. Mitchill) は、1818年に、「どんなに貧しい職工でも生活に必要な商品を充分に買えるように保証すること」こそが、市場法の本質的な課題であることを主張している⁽¹⁸⁾。

市場外取引と並んで、再販売することを目的に市場で商品を買うこと＝「転売」(regrating)や、価格を引上げるために「買占め」(engrossing)を行うことも市場法では禁止されていた。1818年にピッツバーグでは、市場外取引と買占めに基づく物不足と物価上昇に対して、市民20名が、以下のような内容の請願を市議会に送り、規制の強化を実現した。

「述べられた不正は、肉屋と多くの混血の商人たちによって専ら引き起こされたものである。商人たちは、市場が開かれる前の晩に、何度も船着場と市場にやってきて、即座に豚肉、牛肉、小麦粉、オートミール、チーズ、蜂蜜、バター、卵、ジャガイモなど、食卓に並ぶ全ての商品を買占めてしまった。そして翌日彼らは、30%から40%も高い価格で販売しているのである。こうした耐え難い悪弊を取り除くために、市当局は何らかの行動をとらなければならない」⁽¹⁹⁾。

また同様にセントルイスでは、「雑貨商、小売商、その他食料を扱うすべての商人」が、6ポンド以上のバター、6ダース以上の卵、55ポンド以上のベーコンやハムを10時前に買うことが禁止されていた⁽²⁰⁾。ニュージャージー州トレントン（Trenton）でも、条例により、個人が1日にバターを12ポンド以上買うことが禁止されている⁽²¹⁾。このように、「市場外取引」、「転売」、「買占め」のいずれの場合においても、市場法の第一の目的は、基本的食料の欠乏と高騰を防ぎ、充分な量の食料を安定した価格で市民に供給することにあつたといえるであろう。こうした市場法の理念は、利潤の最大化を自己目的とする「市場経済の論理」とは異質なものであつた。また「市場外取引」・「転売」禁止規定にみられるように、パブリック・マーケットで販売を許される商品は、地域の農民・生産者が直接生産・加工し、自ら販売を行う商品のみであつたことも重要であろう。実際1805年のボルティモアの条例では、パブリック・マーケットで販売される肉や野菜は、当該地域の農民や生産者が育てたものでなければならないことが規定されている⁽²²⁾。地域内の都市と農村との結びつきを重視したこのような「地産地消」規定は、高い利潤を求めて遠方の市場や世界市場向けの生産を奨励する経済規範とも著しく異なるものであつたのである⁽²³⁾。

市場法には、こうした食料供給に関する規定の他に、公正な度量衡の使用や、品質・衛生管理に関する規制も存在していた。例えばノヴァックは、19世紀前半のメリーランド州における市場法を取り上げながら、魚の品質管理について次のように述べている。

「ボルティモアでは、魚の荷主や取引業者は、48時間以内に検査を受ける必要があった。州の検査官によって、魚が『十分に塩漬け、あるいは酢漬けにされているか……腐食や損傷を免れ新鮮であるか』が調査される。『樽の中で甘酢に漬けられ、十分に塩がまぶされ、脂ののった品質の良い魚』は『第一級』の焼印が押され、それ以外のものは『二級』となるか、廃棄処分となった。最高級の品質の魚は、さらに荷主の名前や『特級』のラベルが付された。検査証明書のない魚や、陸揚げ時にすでに適切な検査を受けたという船主の誓約書がない魚は、メリーランド州から運び出されることが禁止された」⁽²⁴⁾。

衛生管理についても、腐った食料品を売った者に対しては多額の罰金が科されていた。デヴォーによれば、ニューヨーク市のフライ・マーケットでは、「不衛生で不適格な食肉は、すぐに押収され……すぐに焼却された。……違反者は、肉を失うだけでなく重い罰金を支払わなければならなかった。その罰金には、肉を焼却するために必要な薪を買う代金までもが含まれていたのである」⁽²⁵⁾。このように市場法は、「パブリック・エコノミー」に加えて「パブリック・セーフティ」という規範にも支えられながら、市場を強力に管理していったのであり、そしてこうした管理は、自治体の義務として認識され、むしろ市場の放任は、公的責任の放棄とみなされたのである。

(3) 市場法をめぐる訴訟

このように、パブリック・マーケットには数多くの規制が存在していたのだが、その際、これらの規制を監視し、「市場の良き秩序」を維持するために「市場の番人」として活躍したのが、「市場監督官」であった。市場監督官は、自治体（通常は市長）によって任命され、市場外取引の取り締まりや食料品の品質・衛生管理だけでなく、度量衡の管理、市場販売許可税の徴収、市場の交通整備・交通規制、市場内の治安の維持、さらには市場へ向かう農民や生産者のために、道路の整備や街道の治安維持、そして彼らの安全な滞在のための便宜（宿泊施設等）の提供まで、実に様々な職務を負っていたのである⁽²⁶⁾。図2は、1831年にペンシルヴァニア州ヨーク（York）の市場監

督官が、目方の少ないバターを売ったかどで、ハーマン (Herman) という名の農夫を捕えた時の様子をユーモラスに描いたものである。この図の上と下の部分には、以下のような説明書きが付されている。

「Jacob Greenawalt, Butcher, told him. You Herman,
If you got more of light Butter at home, you better
Grease your Wagon with it 1831.

肉屋のジェイコブ・グリーンウォルトが言った。おい、ハーマン、
目方の足りないバターがまだ家にあるなら、
それでワゴンに油をさしておけ（さっさと消え失せろ）！ 1831年

The Marketmaster taking and Seize the Butter of a farmer
By the name of Herman, it was not the full Weight - Lacking
to be a full-pound, and the whole Basket full of his butter
was taking on Marketmorning. The Corporation law is to
forfeit all when it not hold out a full pound. The Marketmaster
Sells it as it is to people, and the Money is put in the Borough treasure.

市場監督官が、ハーマンという農夫のバターを手に取り量ると、
それは十分な目方のバターではなかった—重さを欠いていた。
そしてバターで一杯になったバスケットは、
市場の開かれた朝に押収された。都市法は、
目方の足りないバターをすべて没収することになっていた。
市場監督官は、そのバターを人々に売り、そしてそのお金は、
町の収入になった」

ここでは、目方を偽ったハーマンのバターが、市場監督官によって没収・販売され、その売り上げは町の事業に利用されている。ノヴァックによれば、通常市場法違反者の没収財産は、自治体の救貧事業に使われていた。例えば

図2 度量衡に関する市場法



典拠) Heren Tangires, *Public Markets and Civic Culture in Nineteenth-Century America*, Baltimore : The Johns Hopkins University Press, p.10.

1777年にニューヨーク市のある商人が、大量のジャガイモとカブの買占めを行い、法外な価格でそれらを販売したため市場法違反で捕まった際、商人の商品は没収され、救貧院に寄贈されている⁽²⁷⁾。このように、市場法を犯した者の私有財産が経済的に困窮した人々のために用いられるべきであるという規範が存在したことは、後述する市場法の福祉的側面とも重なり合う、非常に興味深い点である。

さてそれでは、こうした市場監督官による市場の管理は、実際どの程度実現されていたのであろうか。デヴォーによれば、ニューヨーク市フライ・マーケットの市場監督官ジェームズ・カルバートソン (James Culbertson) は、1792年に55件の市場法違反者を摘発し、多額の罰金を徴収している。その内訳は、「17件が軽量のバターの販売、9件が市場外取引、8件は腐った肉の販売、2件が腐った七面鳥の販売、残りは許可を持たない販売人による販売や違法な商品の販売であった」⁽²⁸⁾。しかしこうした数量的把握よりも、おそらくこの問題を考える上で最も有効な方法の一つは、市場法をめぐって引き起こされた、数多くの訴訟を検討することであろう。すなわち、「パブリック・エコノミー」の規範に依拠した市場監督官の取り締まりは、「自由な市場経済」を求める人々との間に多くの軋轢をもたらしたが、こうした衝突の結果生じた訴訟に対して、司法当局がどのような判断を下していったのかを検討することは、19世紀前半の市場法の法的拘束力を理解する上で、非常に重要なアプローチとなりうるであろう。

ここでは最初に、「市場外取引」をめぐる訴訟として、ニューヨーク州における2つの事例を取り上げてみたい。1つ目は1811年に生じた「ブッシュ対スイーベリー訴訟」 (*Bush v. Seabury*) であり、もう1つは、1833年に起きた「バッファロー村対ウェブスター訴訟」 (*Village of Buffalo v. Webster*) である。まず前者については、これはブッシュという名の人物が、パキープスイ (Poughkeepsie) の町の通りで荷馬車から肉を取り出し、そこで肉を販売したことから生じた事件である。この時ニューヨーク州最高裁判所は、「市場が開催される場所と時間を定め、それ以外の場所や時間で取引をすることを禁じることは、市や町の行政の最も正常な公序維持権の1つである」として、ブッシュを罰したパキープスイの市場法を支持したのであった。2つ目は、

ウェブスターという名の農夫が、バッファローの雑貨店で子羊肉 1 / 4 ポンドと紅茶を交換したことにより生じた事件である。この時ニューヨーク州最高裁首席判事サヴィジ (Savage) は、次のように述べてバッファローの自治体条例の正当性を支持した。「この町でいかなる肉も売ることはできないという条例は、全般的な取引制限であり悪しき法である。しかし特定の場所以外で肉が販売されてはならないという条例は、肉を売る権利の制限 (restraint) ではなく、こうした権利の規制 (regulation) であり、良き法である。……パブリック・マーケットに関する法が、全ての肉を市場で販売するよう求める権限を含むのは当然のことである」⁽²⁹⁾。

次に「転売」をめぐる生じた4つの訴訟を取り上げてみよう。まず1830年に、ボストンのファナル・ホール・マーケット (Faneuil Hall Market) で、市場監督官ケレブ・ヘイワード (Caleb Hayward) が、「転売」のかどで、ジョサイア・ナイトィンゲール (Josiah Nightingale) を捕まえたことから訴訟が生じている。ナイトィンゲールは、ファナル・ホール・マーケットの売り台で、1ヶ月前にブライトン (Brighton) の市場で購入した羊肉、1週間前にヒンガム (Hingham) の市場で買った子羊肉、そして彼自身の農場で生産したものではない商品を販売したため、市場監督官ヘイワードによって市場からの追放を命じられたのであった (このナイトィンゲールという人物は、過去にも市場外取引で市場からの追放処分を受けている)。この時ボストン市裁判所判事サッチャー (Thacher) は、次のように述べて市場監督官および市場法を支持したのであった。「ボストンに入植が始まって以来、この町にはパブリック・マーケットが存在していた。従って当該裁判においては、市場を設立する権限については何ら疑問の余地はなく、ボストン市がこうした権利をもっていることを前提とするならば、市が、良き統治のために必要とされる健全なる規制を定めることは違法ではない」。また上訴審であるショー (Shaw) 地方裁判所でも、判事ワイルド (Wilde) は、自らの手で直接生産したものではない商品を販売する者に対し、市場からの追放を命じる市場監督官の権限は、私権の侵犯でも取引の不適切な抑圧でもなく、こうした規制を定めたボストンの条例も「取引の健全な規制」に他ならないとして、市場監督官を支持したのであった⁽³⁰⁾。

1845年には、再びボストンのファナル・ホール・マーケットで、市場監督官ダニエル・ロードス (Daniel Rhodes) が、「転売」のかどでバーナバス・ライス (Barnabus Rice) を逮捕したことにより訴訟が生じている。ライスは、ニューハンプシャーの農場で購入した家禽を販売したため起訴されたのであるが、この時、首席判事レミュエル・ショー (Lemuel Shaw) は、次のように述べてボストンの市場条例を支持した。すなわち「市は、多大な犠牲を払ってこれまで市場を維持してきた。それ故市は、全ての市民の福祉を促進する最善の手段として、市場を管理する権限をもっている」。そして当該地域の「人民の全般的福祉」は、「実際の生産者に対して自由で便利な売り場」を提供する規制された市場によって確保されるのである、と⁽³¹⁾。また1844年にチャールストンで生じた「チャールストン対ゴールドスミス訴訟」 (*Charleston v. Goldsmith*) でも、判事ワードロー (Wardlaw) は、市場監督官の権限を否定することは、コミュニティから「秩序を維持する力」と「チャールストンの町の平和と繁栄」を奪うことに他ならないとして、市場監督官の権限を支持したのであった⁽³²⁾。最後に、1840年の「シンシナティ対バッキンガム訴訟」 (*Cincinnati v. Buckingham*) においても、オハイオ州最高裁首席判事レーン (Lane) は、「市場規制を迅速に強力に実施することは、行商人裁判所 (the court of pie poudre) の時代から現在に至るまでのルール」に他ならないとして、シンシナティの市場規制を支持したのである⁽³³⁾。

以上のように、パブリック・マーケットの諸規制は、専ら理念としてのみ存在したのではなく、実際の訴訟を通じて、統治の日常の実践として現実に法的拘束力をもつものであったと考えられるのである。何よりも司法当局によって、地域社会の「パブリック・エコノミー」の論理が広範に支持されていたことは、19世紀前半のアメリカ経済社会の特質を考える上で、たいへん重要な意味をもっているといえるだろう。この点について、ノヴァックの次の言葉は示唆的である。すなわち、南北戦争前の食料品の売買に関して、「市場の規制よりも市場の自由に従ったものは起訴され、罰金を科され、時に刑務所へ送られた。なぜならば彼らは、経済学の命じるところに従ってはいたが、パブリック・エコノミーのルールを犯してしまったからである」⁽³⁴⁾。

(4) セーフティ・ネットとしての「市場」

次に、市場規制の多様な側面を示す、路上行商に関する規定を考察してみたい。19世紀前半のパブリック・マーケットにおいては、市場での営業は許可制であり、ライセンス料を支払い、許可を得た者だけが販売を許されていた。こうした点でパブリック・マーケットは、「営業の自由」が支配する世界とは著しく異なるものであったといえよう。しかしこうした許可制の下で、市場法により例外を認められている人々がいた。それが、老人、未亡人、身体障害者、貧困者、黒人女性などの社会的弱者である。彼らは市場法の下で、無料で、そして決められた市場開設時間外であっても、路上行商を行うことが認められていたのである⁽³⁵⁾。これらの人々は通常、ケーキ、果物、スナック、コーヒー、ビール、サイダーなどを販売し、こうした路上行商によって生計をたてていた。図3は、フィラデルフィアのパブリック・マーケットで、市場が閉まった後に、「ペッパー・ポット」と呼ばれるスープ（牛の臓物や足などをスパイスで煮込んだもの）を販売する黒人女性の路上行商を描いたものである。黒人女性にとって路上行商は、自立のための重要な手段であり、なかにはこうした経済活動を通じて、自由身分を買い取る黒人女性もいた。

例えば、1791年にソフィア・ブラウン (Sophia Browning) は、ワシントンD・Cの近郊の町アレグザンダリア (Alexandria) の市場で、野菜を売ることによって400ドルを稼ぎ、そのお金で夫のジョージ・ベル (George Bell) の自由身分を買い取っている。その後ソフィアは、彼女自身の自由とともに、2人の子供の自由をも買い取った。ソフィアの姉アリス・タナー (Alethia Tanner) も、1810年に1,400ドルで自らの自由身分を買い取り、1826年には姉のローリナ・クック (Laurena Cook) とその5人の子供の自由を、その後1864年に死ぬまでに、22人の友人や親戚の自由身分を買い取り、彼らの解放を実現したのであった⁽³⁶⁾。

このようにパブリック・マーケットは、社会的弱者に対して、セーフティ・ネットとしての機能を有していたといえるだろう。1805年にフィラデルフィアでは、市当局に対して女行商人たちが、公的あるいは私的な慈善を増やすことよりも、彼女らの路上行商の権利を保証するよう要求しているが⁽³⁷⁾、このことは、「市場」のもつセーフティ・ネット機能を示すものであったとい

図3 「ヘッパー・ポット」を売る黒人女性



典拠) Heren Tangires, *Public Markets and Civic Culture in Nineteenth-Century America*, Baltimore : The Johns Hopkins University Press, p.21.

図4 「ウナギを賭けたダンス」



典拠) Heren Tangires, *Public Markets and Civic Culture in Nineteenth-Century America*, Baltimore : The Johns Hopkins University Press, p.60.

えよう。ニューヨークでも、女行商人によるコーヒーの路上販売が広範に認められていたが、1810年に当該慣行の制限が試みられた時、市議会への請願が行われ、女行商人の権利が認められている。例えば寡婦であったハンナ・パーキンズ (Hannah Perkins) の場合、彼女は12年間、パブリック・マーケットでコーヒーを売ることによって3人の子供を育ててきたのであるが、路上行商の許可を求める請願を市議会に行い、市議会もまた、彼女が生計を立て

られるように、路上行商の権利を承認したのであった⁽³⁸⁾。

最後にもう1つ、パブリック・マーケットの社会的機能を示す、興味深いエピソードを取り上げてみよう。通常パブリック・マーケットは、経済活動の場としてだけでなく、様々なエンターテイメントが花開く文化の場でもあった。とくに大勢の人々が集う市場は、大道芸人たちが活躍する舞台でもあったのである。なかでもニューヨーク市のパブリック・マーケットは、こうした大道芸人たちを最も惹きつけた場所であった。例えば1786年の『ニューヨーク・ガゼット』(New York Gazette)は、15分間でゆで卵を殻ごと50個たいたパフォーマーの話を伝えている⁽³⁹⁾。しかしニューヨークにおいて最も著名で人気を博した大道芸人は、黒人奴隷のストリート・パフォーマーであったに違いない。とりわけ彼らが競い合うダンス・コンテストは多くの観衆を集め、その中でもとくに有名であったのが、19世紀初頭においてキャサリン・マーケット(Catharine Market)で行われた、「ウナギを賭けたダンス」と呼ばれるものである。図4は、1820年に行われたこのダンスの様態を生き生きと描いたものである。通常コンテストの勝者には、観衆から集められた賞金が付与されたのであるが、それが集まらない場合には、「ウナギ」が勝者の賞品として贈られたのであった。以下の史料は、デヴォーが、このキャサリン・マーケットの黒人のダンス・コンテストについて書いたものである。少し長いが、以下に引用してみよう。

「この街(ニューヨーク市)で、公衆の面前で初めて『黒人のダンス』が行われたのは、疑いもなく、このキャサリン市場においてであった。この市場を訪れた黒人たちは、主にロングアイランドからやってきた奴隷であった。彼らは、数日の休みを主人からもらうと一なかでも『精霊降臨節』が最大の祝日であったのだが、『小遣い稼ぎ』のため、木の根っ子、木苺、ハーブ、黄色い羽の鳥、その他の鳥、魚、貝、牡蠣など、金になるものであったら何でもかき集め、小船に積んでそれらを市場へ運び込んだ。通常休みは3日間だったので、彼らはてきぱきと行動し、『黒人特有の話術や振る舞い』によって数リングを稼ぎ出した。この時、遊び心のわかる肉屋などが、彼らに金を払って、ジグ(jig)やブ

レイク・ダウン (break-down) を踊らせた。このダンスは、彼らが納屋や宴で行っていた娯楽の1つであった。ダンスの出来る者は、間もなく金を稼ぎ始めた。…市場でいくつかのグループと一緒に踊る際には、それぞれが商売道具の1つとして、自分専用の『敷板』(shingle)を持参した。……彼らの音楽やリズムは、通常仲間の1人が担当し、それは両膝を叩いたり、かかとを鳴らすことによって作り出された。……当時最も人気のあったダンサーは、マーティン・ライアソンの所有する奴隷で、少々毛深い『ネッド』(フランス)、ウィリアム・ベネットの所有する奴隷で、自らを『ボボリンク・ボブ』(Bobolink Bob)と名乗ったボブ・ローリー、フレデリック・デヴォーの所有する奴隷『ジャック』であり、彼らは全員、ロングアイランドの農場で働いていた。……ジャックは賢く誠実な男であり、法律で奴隷から解放されるとその日暮らしを楽しみ、最後は市場で死んだ。ジャックはデヴォー氏の下で育てられ、デヴォー氏はジャックの面倒を良く見てきたと考えていた。ジャックを自由にする日、デヴォー氏は、『つま先からってっぺん』まで新調のスーツにジャックを着せ替えした後、次のように述べた。『ジャック、もし私と一緒に家に帰りたいのなら、決して不自由な思いはさせないよ。でも私のところを去りたいのなら、もう2度と家には戻ってこれないよ』。ジャックは、肉屋をはじめ多くの人々に引き止められて、家には戻ろうとはせず、この街に住み続けることになった。……しばらくすると、ダンス・コンテストに勝つために、ニュージャージーからも多くの黒人がやってくるようになった。その大部分はタッペン (Tappan) からであり、時に彼らは勝利を収めた。彼らは柔軟性に長け、前髪を鉛の薄片で編み込んでいた。それに対してロングアイランドの黒人は、通常、前髪を乾燥させたウナギの皮で編み込んでいた。時折彼らは、前髪を当時大流行していた『かつら』のように、肩までのばしたりした。ニュージャージーの黒人たちは、『ベア・マーケット』(Bear Market)で主人に頼まれた品物を売った後—それは早く終わることもあったが—、終盤の盛り上がりをにらんで、キャサリン・マーケットに向けて『出発』し、そこでロングアイランドの黒人と競い合って、賞品を分かち合った。彼らの成功は、同時に

この街に住む黒人たちをキャサリン・マーケットに惹きつけ、時に彼ら自身が、ニュージャージーやロングアイランドの黒人に勝つこともあった。賞金が与えられない場合には、『黒人たちは、山盛りのウナギや魚を賞品にダンスをしたのである』⁽⁴⁰⁾。

この史料で興味深い点は、キャサリン・マーケットでのダンス・コンテストを軸にして、これまで接点のなかったロングアイランド、ニュージャージー、またニューヨーク市内の黒人たちが、相互に接点とネットワークを持ち始めたことである。シェーン・ホワイト (Shane White) や W・T・ラモン (Lhamon) の研究によれば、1790年代から19世紀第1四半期にかけて、ニューヨークには、様々な地域から多様な文化的バックボーンをもった黒人たちが流入してきた。例えば、フランス領西インド諸島の奴隷反乱やハイチ革命により、サン・ドマング等から約1万人のフランス人奴隷主と黒人奴隷が合衆国へ移住し、その一部がニューヨークに流れ込んだ。またアッパー・サウスやペンシルヴァニアからも黒人の流入がみられた。しかし最も多かったのは、デヴォーの記述にみられるように、ニュージャージー (タッペン)、ロングアイランド、ブルックリン、マンハッタン北部、そしてハドソン川流域の農場からやって来た黒人たちである。彼らは、農場では制限されていたコミュニケーションをニューヨークにおいて享受し、とくにパブリック・マーケットは、彼らの重要な社会的文化的コンタクト・ゾーンとして機能した⁽⁴¹⁾。パブリック・マーケットを通じて彼らは、様々な情報と貨幣を手にし、そして市場を媒介としたこうしたネットワークは、やがて黒人奴隷たちが経済的自立と政治的自由を獲得する際に、1つの重要な社会的基盤となったように思われるのである (実際にニューヨーク州で奴隷制が廃止されたのは、1827年のことである。ただし1799年の漸次的奴隷解放法によって、同州では、1799年7月4日以降に生まれた黒人は自由身分として解放された⁽⁴²⁾)。いずれにせよパブリック・マーケットは、黒人にとって文化創造 (音楽とダンス) の場であっただけでなく (ラモンはより積極的に、アトランティック・ディアスポラの文化形成の場と評価した)、多様な地域出身の黒人たちを結びつけ、アフリカ系クレオール・コミュニティの形成を促した、社会的ネットワーク

の1つの要であったように思われるのである。

(5) 小括

以上、19世紀前半におけるアメリカの市場法を検討してきたが、ここでもう一度、これまでの論点を整理しておきたい。まず何よりも19世紀前半の市場法は、「営業の自由」とは全く異なり、パブリック・マーケット以外での食料・生活必需品の売買を禁じた「市場外取引」禁止規定と、生産者による直売を定めた「転売」禁止規定を含んでいた。これらの市場規制は、投機目的の買占めを排除し、基本的食料の欠乏と高騰を防ぐことによって、「どんなに貧しい職工でも生活に必要な商品を充分に買える」ような公正な価格で、十分な量の食料を地域住民に供給しようとする、地方自治体の意思を反映するものであったのである。そこには同時に、地域内の都市と農村との結びつきを重視し、食の衛生・品質管理も含め、利潤の最大化を自己目的とした全国市場や海外市場向け生産に制限をかける、「地産地消」的規範も含まれていたのである。そしてこうした「市場の平和」や「市場の良き秩序」を維持するために任命されたのが、市場監督官であった。彼らによる取り締まりは、「自由な経済」を求める人々との間に軋轢をもたらすことになったが、しかしその訴訟を通じて明らかとなったのは、市場法にみられる「パブリック・エコノミー」の論理が、司法当局によっても支持されていたことである。すなわち19世紀前半を通じてアメリカ地域社会においては、規制された経済への取り組みが法的強制力をもって持続していたのであった。他方パブリック・マーケットは、一定の社会的機能をも含んでいた。通常、市場での営業は許可制であったが、寡婦、身体障害者、黒人女性などの社会的弱者に対しては、無料で路上行商の許可が付与されており、「市場」は弱者救済のためのセーフティ・ネットとしても機能していたのである。とくに路上行商によって家族全員の自由身分を買い取った黒人女性の事例は、注目すべきものであろう。またパブリック・マーケットは、ストリート・エンターテイメントの舞台でもあり、社会的コミュニケーションの空間としても機能した。とりわけニューヨークのパブリック・マーケットは、こうした「市場文化」を通じて、様々な地域の黒人奴隷が互いにネットワークを築き上げるのに役立ち、彼らが経

済的自立と政治的自由を求めて助け合う際の、重要な社会的基盤を提供したように思われるのである。以上のように19世紀前半のパブリック・マーケットは、「パブリック・エコノミー」の規範の下で、地域社会が「経済的社会的健全性」を維持するための、重要な公的空間として機能していたといえるのである。

註

- (1) William J. Novak, *The People's Welfare: Law and Regulation in Nineteenth-Century America*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1996 (以下Novak, *The People's Welfare*と略記), ix.
- (2) この問題については、ミシェル・チョスドフスキー『貧困の世界化—IMFと世界銀行による構造調整の衝撃—』つげ書房新社、1999年が示唆的である。またIMF・World Bankの金融支援を梃子としたユーゴスラヴィアの市場経済化については、Sean Gerrasi, "Germany, U.S., and the Yugoslav Crisis," *Covert Action* 43, Winter 1992-93を参照。
- (3) とりわけNovak, *The People's Welfare*, Preface, Introduction, and Chapter IIIを参照。
- (4) 「ボリス・パワー」という観点からノヴァックの議論を整理・紹介したものととして、折原卓美「ボリス・パワー—州主権と経済—」岡田泰男・須藤功編『アメリカ経済史の新潮流』慶應義塾大学出版会、2003年所収がある。
- (5) Novak, *The People's Welfare*, pp.84-85. 本邦における市場革命論の紹介として、安武秀岳「市場革命—工業化と南北戦争前における政治文化の変貌—」岡田泰男・須藤功編『アメリカ経済史の新潮流』前掲書所収、安武秀岳「『市場革命』再考—経済史から学ぶために—」『アメリカ経済史研究』創刊号、2002年所収を参照。
- (6) 「コーポリット・リベラリズム」論をフレームワークに据えた、本邦における経済史研究の到達点として、楠井敏朗『法人資本主義の成立』日本経済評論社、1994年、楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造Ⅰ・Ⅱ』日本経済評論社、1997年。他方「コーポリット・リベラリズム」論を相対化し、オルタナティブな経済システムの多様な発展を主張する近年の注目すべき研究として、Gerald Berk, *Alternative Tracks: The Constitution of American Industrial Order, 1865-1917*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1994; Gretchen Ritter, *Goldbugs and Greenbacks: The Antimonopoly Tradition and the Politics of Finance in America, 1865-1896*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997を是非とも参照されたい。
- (7) Novak, *The People's Welfare*, pp.6, 85-86. ノヴァックは、19世紀アメリカの「大きな物語」(master narrative)を支えた相互補完的な4つの神話を指摘している。その4つとは、「国家不在の神話」(myth of statelessness)、「自由主義的個人主義の神話」(myth of liberal individualism)、「資本主義への移行」・「伝統的社会関係から近代的社会関係への移行」を強調する「大転換の神話」(myth of the great transformation)、「アメリカ例外主義の神話」(myth of American exceptionalism)である。*Ibid.*, pp.2-9.
- (8) *Ibid.*, pp.83-84.
- (9) Novak, *The People's Welfare*, pp.3-6.
- (10) *Ibid.*, pp.9-10.
- (11) *Ibid.*, pp.68-69.

- (12) *Ibid.*, p.79.
- (13) *Ibid.*, pp.95-105 ; Helen Tangires, *Public Markets and Civic Culture in Nineteenth-Century America*, Baltimore : The Johns Hopkins University Press, 2003 (以下、Tangires, *Public Markets and Civic Culture*と略記), pp.3-8. タンジールズのこの書物は、19世紀アメリカにおけるパブリック・マーケットの政治文化を扱った、たいへん貴重な先駆的業績である。本邦において、最初にこの書物の内容を紹介した注目すべき研究として、松木秀生「19世紀アメリカにおける市場文化—パブリック・マーケットと公共善—」熊本大学文学部歴史学科卒業論文、2006年3月がある。
- (14) Tangires, *Public Markets and Civic Culture*, pp.12-14.
- (15) Thomas F. Devoe, *The Market Book : A History of the Public Markets of the City of New York*, New York, 1862 (以下、Devoe, *The Market Book*と略記), pp.210-211. デヴオーの略歴については、Tangires, *Public Markets and Civic Culture* pp.xviii, 73.
- (16) De Voe, *The Marke Book*, pp.141-144.
- (17) Novak, *The People's Welfare*, p.96.
- (18) Tangires, *Public Markets and Civic Culture*, p.8. 社会史家ガットマンが掘り起こした1837年のニューヨーク市の食糧暴動では、こうした「公正な価格」という規範が、抗議を行った民衆の中に明らかに存在していた。「公正な価格」を求める食糧暴動は、19世紀アメリカにおいて決して例外的な出来事ではなかったのである。H・G・ガットマン『金びか時代のアメリカ』平凡社、1986年、82—85頁。
- (19) Richard C. Wade, *The Urban Frontier : Pioneer Life in Early Pittsburgh, Cincinnati, Lexington, Louisville, and St. Louis*, Chicago : The University of Chicago Press, 1959, p.281.
- (20) *Ibid.*, p.281.
- (21) Tangires, *Public Markets and Civic Culture*, p.8.
- (22) *Ibid.*, pp.9-10.
- (23) こうした「地産地消」規定は、現代のファーマーズ・マーケットにおいても生きている。この点については、佐藤亮子『地域の味がまちをつくる—米国ファーマーズマーケットの挑戦—』岩波書店、2006年を参照されたい。
- (24) Novak, *The People's Welfare*, p.89.
- (25) Devoe, *The Market Book*, pp.151-152. このように食肉の押収・焼却に関しても、私有財産権の制約がみられた。
- (26) Tangires, *Public Markets and Civic Culture*, pp.11, 14-15.
- (27) *Ibid.*, p.8 ; Novak, *The People's Welfare*, p.97 and fn.71.
- (28) Devoe, *The Market Book*, p.184.
- (29) Novak, *The People's Welfare*, pp.99-100.
- (30) *Ibid.*, p.100.
- (31) *Ibid.*, p.101.
- (32) *Ibid.*, p.101.
- (33) *Ibid.*, pp.101-102.
- (34) *Ibid.*, pp.104-105.
- (35) Tangires, *Public Markets and Civic Culture*, pp.17-19.
- (36) *Ibid.*, p.23 ; Mary Beth Corrigan, “The Ties That Bind : The Pursuit of Community and Freedom among Slaves and Free Blacks in the District of Columbia, 1800-1860,” in Howard Gillette Jr. ed., *Southern City, National Ambition: The Growth of Early Washington, D.C., 1800-1860*, Washington, D.C. : George Washington University, 1995, p.75.

- (37) Tangires, *Public Markets and Civic Culture*, p.18.
- (38) *Ibid.*, p.20
- (39) *Ibid.*, p.57; Devoe, *The Market Book*, p.180. デヴォーはこの話を次のように伝えている。「2年後、この市場（フライ・マーケット）で、ある田舎から来た男が、びっくりするような芸当を披露した。このパフォーマンスは、1786年5月29日付けの『ニューヨーク・ガゼット』に、次のように記載されている。『昨日フライ・マーケットで、ある田舎から来た男が、ちょっとした賭けのために、なんと50個のゆで卵をたいらげた！それも殻ごとすべて！彼は、肉屋の売り台に昇って、わずか15分でこの荒技をやったのだ』」。 *Ibid.*, p.180.
- (40) Devoe, *The Market Book*, pp.344-345.
- (41) パブリック・マーケットと黒人文化の形成については、Tangires, *Public Markets and Civic Culture*, p.58; W. T. Lhamon Jr., “Dancing for Eels at Catherine market,” in W. T. Lhamon Jr., *Raising Cain: Blackface Performance from Jim Crow to Hip Hop*, Cambridge: Harvard University Press, 1998 (以下、Lhamon, “Dancing for Eels,” と略記), pp.2-4, 12-19, 22-25; Shane White “It Was a Proud Day’: African Americans, Festivals, and Parades in the North, 1741-1834,” *Journal of American History* 81, June 1994, pp.47-48; Shane White, “The Death of James Johnson,” *American Quarterly* 51, December 1999, pp.761-767.
- (42) Lhamon, “Dancing for Eels,” p.16. 1810年までに、ニューヨーク市の黒人人口は8,918人に達し（全都市人口の約10%）、そのうち1,443人が奴隷身分であった。 *Ibid.*, p.17.